

農業生産法人の6次産業化推進等のための要件緩和 (平成28年4月1日全国展開)

特例措置前

- 農業生産法人の役員要件として、
- ① 役員のうち過半数が農業(販売・加工を含む)の常時従事者であること
 - ② さらにその過半数が農作業に従事していること
- が求められていた。

(規制の根拠)
農地法第2条第3項

ニーズ

○農業生産法人が販売・加工を含む6次産業化を進めていく上で、役員のうち過半数が農作業に従事している必要があることから、6次産業化の障害となっていた。

特例措置

②の要件について、役員のうち1人以上が農作業に従事すれば良いこととする。
※役員要件のみの緩和であり、議決権(出資)要件等の要件は変更しない。

効果

○農業生産法人の6次産業化の推進につながった。

注:平成28年4月1日施行の改正農地法により、農地を所有できる法人の呼称を「農業生産法人」から「農地所有適格法人」に変更するとともに、議決権要件については農業関係者以外の者の総議決権を1/2未満に、役員要件については役員又は重要な使用人のうち1人以上が農作業に従事することに、それぞれ緩和された。これに伴い、上記農業法人経営多角化等促進事業は廃止された。